

回覧

重要なお知らせ

令和 4年 2月 1日

町民各位

太地町役場 総務課

令和4年度より回覧制度を廃止します

日頃より、町民の皆様におかれましては、区長会制度にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

現在、回覧及び各戸配布物につきまして、毎月1日と15日の月2回、区長様を通じて皆様にお届けしているところですが、高齢化や生活様式の変化などにより、回覧制度の維持が難しくなっています。

このような状況に鑑み、令和4年4月1日より下記のとおり運用を変更しますので、お知らせします。

記

- ㊦ 回覧を廃止し、すべて各戸配布物とします。
- ㊦ 配布物は「太地町社会福祉協議会」に委託し、皆様のご自宅へ直接お届けします。
- ㊦ 配布日は原則、毎月1日（月1回）とします。（配布には3日程度を要する見込みです。）ただし、これ以外に臨時で配布する場合があります。
- ㊦ 募金や寄附について、区長会を通してお願いすることはありません。（各団体が独自に、寄附・募金活動を行う場合があります。）

なお、これらの変更は、令和4年4月1日からとなります。よって、3月末までは従来どおりの運用となりますので、ご注意ください。



※うら面もご覧ください※

Q&A

Q. 回覧制度を廃止するということであるが、区長会制度は維持するか？

区長会制度につきましては、令和4年度以降も維持していただきます。
区長様につきましては、「行政と町民の皆様をつなぐ貴重な橋渡し役」と考えておりますので、令和4年度以降も引き続き、選任をお願いします。

Q. 区長会制度は維持するということであるが、班は維持すべきか？

これまで回覧は班ごとに回す運用であったため、班を構成していただいておりますが、令和4年4月1日より回覧は廃止します。
よって、役場からは特に維持していただくことは求めません。
地域の実情に応じて、各地区で存続の有無をご判断いただきたいと考えております。

Q. 区長から依頼するその地区限定の回覧や各戸配布の対応は？

これまで同様、必要枚数分の印刷につきましては役場で対応させていただきますが、配布につきましては各地区でお願いすることになります。

Q. 配布回数を減らすことへの対応は？

広報たいじをはじめ、町のホームページ、町内放送、ZTV等に対応することを想定しています。

問合せ先：太地町総務課区長会係 59-2335